審議会等設置状況

（令和6年2月26日　現在）

基本情報

審議会等の名称	嬉野市景観審議会
設置の根拠	嬉野市景観条例（平成24年条例第23号）
担当事務	次に掲げる事務を行う。 (1)　法の定めに基づき市長が景観に関する勧告・指導を行う際に、意見を述べること。 (2)　景観計画に定めた建築物等の高さ、面積又は色彩に関する基準の運用に関すること。 (3)　その他景観形成について市長が必要と認める事項に関すること。
委員数	１０人以内
委員の任期	２年
所管課	新幹線・まちづくり課　都市計画・公園グループ （電話番号　0954－27－7020）

委員名簿（順不同・敬称略）

	氏　名	所属・経歴等	任　期
		必要に応じ、そのつど委嘱される	